

一般社団法人

ドリームやまがた里山プロジェクト

定 款

一般社団法人

 **ドリームやまがた里山プロジェクト**

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人ドリームやまがた里山プロジェクトと称する。

### 第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

### 第3条 (目的)

当法人は会員団体・個人相互の交流を図り、課題を共有し協働を図る。  
また山形らしい故郷創りを目指し、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 山形県内の環境保全活動等の支援や協働事業。
- (2) 山形県の文化・伝統を継承する事業。
- (3) 山形の美しい自然〈山・川・海〉の大切さを次世代へ継承する事業。
- (4) 地域創り・地域貢献に資する事業の実施。
- (5) 上記事業を推進するための啓発活動や教育・育成事業の実施。
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

### 第4条 (公告)

当法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は官報に掲載する。

## 第2章 会員

### 第5条 (会員の構成)

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### 第6条 (会員の資格の取得)

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

### 第7条 (経費等の負担)

会員及び賛助会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 当法人は会員及び賛助会員が資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

## 第8条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正会員の総同意があったとき

## 第9条（退会）

正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

## 第10条（除名）

当法人の正会員及び賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

# 第3章 総会

## 第11条（種類）

当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

## 第12条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

## 第13条（権限）

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員と監事の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### 第14条（開催）

定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

#### 第15条（招集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代理理事に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

#### 第16条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

#### 第17条（決議）

総会の決議には、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

#### 第18条（代理）

総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

### 第19条（議決、報告の省略）

理事又は正社員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

### 第20条（議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

### 第21条（役員の設定等）

当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事3名以上。
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 監事1名以上。
- 4 当法人に1名以上の顧問を置くことができる。

### 第22条（選任等）

当法人の役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事顧問についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事、顧問についても、同様とする。
- 5 顧問は代表理事が指名、選任する。

### 第23条（理事の職務及び権限）

理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その職務を統括する。

#### 第24条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### 第25条（顧問の職務及び権限）

顧問は、当法人の任意の機関として、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

#### 第26条（役員任期）

理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 顧問の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事、顧問の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事、顧問は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事、顧問としての権利義務を有する。

#### 第27条（解任）

役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### 第28条（報酬等）

役員は無報酬とする。ただしその職務を行うために要する旅費等の費用は実費を支払うことができる。

#### 第29条（責任免除）

当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として控除して得た額を免除することができる。

## 第5章 理事会

### 第30条（構成）

当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第31条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則又は規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な使用人の選任及び解任
- (2) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

### 第32条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

### 第33条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

### 第34条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

### 第35条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

### 第36条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

### 第37条（報告の省略）

理事が理事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

### 第38条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 基金

### 第39条（基金の抛却）

当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。

### 第40条（基金の募集）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

### 第41条（基金の返還）

抛却された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

- 2 基金の返還の手続きについては、一般法人法第263条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 会計

### 第42条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。



#### 第43条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

#### 第44条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号については、その内容を報告し、第3号から第5号については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増額計算書）の附属明細書

## 第8章 定款の変更、解散

#### 第45条（定款の変更）

この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

#### 第46条（解散）

当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散する。

#### 第47条（残余財産の帰属）

当法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第48条（剰余金の分配の禁止）

当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第9章 附則

### 第49条（委任）

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### 第50条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

### 第51条（最初の事業計画等）

当法人の最初の事業年度に関する事業計画書及び収支予算書は設立時社員の定めるところによる。

2 当法人の設立時の会員規程その他の当法人の運営に必要な設立時の規程は、設立時社員の定めるところによる。

### 第52条（設立時役員）

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	小谷 卓
設立時理事	佐藤忠智
設立時理事	伊藤和美
設立時理事	佐藤五郎
設立時理事	菅原弘紀
設立時監事	加藤清輝
設立時代表理事	小谷 卓

### 第53条（設立時社員の氏名及び住所）

当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住所	山形県鶴岡市稲生二丁目15番33号
	氏名	小谷 卓
設立時社員	住所	山形県酒田市砂越字上川原459番地2
	氏名	佐藤忠智
設立時社員	住所	山形県東田川郡庄内町西袋字橋脇50番地
	氏名	伊藤和美
設立時社員	住所	山形県長井市新町7番30号
	氏名	佐藤五郎
設立時社員	住所	山形県鶴岡市大山三丁目22番8号
	氏名	菅原弘紀

設立時社員 住所 山形県山形市飯田五丁目13番2号  
氏名 高橋雅宣  
設立時社員 住所 山形県鶴岡市三瀬乙144番地  
氏名 加藤清輝

#### 第54条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ドリームやまがた里山プロジェクト設立のため、設立時社員であり、かつ設立時社員小谷卓外5名の定款作成代理人である高橋雅宣は、本定款を作成し、これに署名押印する。

令和4年9月28日

設立時社員かつ定款作成代理人 高橋雅宣